医科点数等Ｑ＆Ａ

（医学管理等）

Ｑ１　ニコチン依存症管理料を算定している患者について、処方していたチャンピックスが入荷困難となったことから、ニコチネルに変更したところ、当該患者より「合わない」とのことで薬剤を処方せず、指導していくこととした。この場合でも管理料の算定は可能か。

Ａ１　治療に用いる薬剤を処方していることが算定要件とはされていませんので、算定可能です。

（在宅医療）

Ｑ２　同月内に在宅がん医療総合診療料を算定している週と算定していない週が混在している場合、算定していない週に行った処置や検査、投薬の算定はどのようになるのか。

Ａ２　在宅がん医療総合診療料を算定していない週は、出来高での算定となるため、行った処置や検査、投薬については、それぞれの算定要件を満たしていれば算定可能です。ただし、１月に１回の算定とされている検体検査判断料や在宅療養指導管理料等については、在宅がん医療総合診療料算定日の前日までに行われたもの以外は算定できません。